

城西國際大學學位規程

城西國際大學學位規程

城西国際大学学位規程

(平成23年度(国)規程第90号)

(目的)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、城西国際大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

人文科学研究科	博士(比較文化)
	修士(国際文化), 修士(女性学)
経営情報学研究科	博士(経営学)
	修士(経営学)
福祉総合学研究科	修士(福祉社会)
ビジネスデザイン研究科	修士(経営学)
薬学研究科	博士(薬学)
国際アドミニストレーション研究科	
	修士(国際アドミニストレーション)
経営情報学部	学士(経営情報)
国際人文学部	学士(国際文化), 学士(国際交流)
福祉総合学部	学士(福祉総合), 学士(理学療法学)
薬学部	学士(薬学)
メディア学部	学士(メディア情報)
観光学部	学士(観光学)
環境社会学部	学士(社会学)
看護学部	学士(看護学)

(学位の授与)

第3条 前条の学位は、本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより、本学を卒業した者及び本学大学院の課程を修了した者に授与する。

- 前項の定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ試問によって本学大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することの確認(「学力の確認」という。)を得た者にも授与することができる。

(論文の提出)

第4条 前条第1項の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、学士の場合を除い

て、所定の学位論文審査願に、学位論文及び論文目録を添え、研究科長を経て大学院院長に提出するものとする。ただし、博士の学位論文審査を願い出の場合は論文審査料を添えなければならない。

- 2 前条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書を学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査料を添え、研究科長を経て大学院院長に提出するものとする。
- 3 学位論文は、1編とし3部提出するものとする。ただし学士論文の場合は別に定める。

また、審査のために必要があるときは、論文要旨、参考論文あるいはその他参考資料を提出するものとする。

- 4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(論文審査料)

第5条 本学の論文審査料は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 前条第1項の規定による者 | 50,000円 |
| (2) 前条第2項の規定による者 | 500,000円 |
| (3) 本規程第8条第5項の規定による者 | 300,000円 |

(論文の審査付託)

第6条 大学院院長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、当該論文に最も関連する研究分野の教員を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上からなる審査委員会を設ける。

ただし、第3条第2項の規定による場合の審査委員会の主査は、当該論文に最も関連する研究分野の教員から選出する。

(論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

- 2 試験は、学位論文を中心として、これに関する研究領域について筆答又は口述により行う。
- 3 第3条第2項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、同等の学力の確認を行わなければならない。
- 4 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。
- 5 本学大学院の博士後期課程の所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ

必要な研究指導を受け博士論文提出資格を得た者が、原則として退学後3年以内に再入学をして博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

(論文審査の協力)

第9条 学位論文の審査に当たっては、他大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。

(審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、学位論文審査及び試験等を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、学位論文と共に、直ちに学位論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、学位論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決をするには、委員全員の4分の3以上の出席を必要とする。
- 3 学位の授与を決定するには、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第13条 研究科委員会の前条の議決をしたときは、研究科長は文書により大学院院長に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 大学院院長は、前条の規定による報告を受けたときは、大学院委員会を召集し、学位授与の可否を審議する。

- 2 大学院委員会において前項の審議をするには、第12条第2項及び第3項と同数の委員の出席及び同意を必要とする。
- 3 大学院委員会の前条の審議をしたときは、大学院院長は文書により学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

- 2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(博士論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、

その学位論文の内容の要旨及び学位審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときはこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、本学の承認を得て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合本学は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 本規定により学位を授与された者が学位の称号を用いるとき、これに本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位の授与を取り消し、この旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会及び大学院委員会の前項の議決をするには、第12条第2項及び第3項の規定と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(登録及び報告)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

- 2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記及び書類)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年度 (国) 規程第90号)

この改正は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年度 (国) 規程第 2 号)

この改正は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年度 (国) 規程第 1 号)

この改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年度 (国) 規程第13号)

この改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (学位申請関係書類の様式)

(1) 第4条第1項の規定による論文審査願の様式

学位論文審査願	
	年 月 日
城西国際大学大学院院長 殿	
	研究科 専攻
	年 入学
	氏名 印
修士 () このたび の学位を受けたく学位論文及び論文目録 博士 () を添えて提出いたしますので審査下さるようお願いいたします。	

- 備考 1. 論文目録の様式は書類様式(3)によること。
 2. 博士の学位論文審査願には論文審査料を添えること。

(2) 第4条第2項の規定による学位申請書の様式

学位申請書	
	年 月 日
城西国際大学大学院院長 殿	
	氏名 印
このたび博士 () の学位を受けたく学位論文, 参考文献, 論文目録, 履歴書に学位論文審査料 を添えて提出いた します。	

- 備考 1. 論文目録, 履歴書様式は書類様式(3)及び(4)によること。

(3) 論文目録の様式

論 文 目 録	
論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
参 考 論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
	年 月 日
	学位授与申請者
	氏 名

- 備考
1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
 2. 参考論文が2種類以上あるときは、別記すること。
 3. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。
 4. 修士論文目録は論文題目のみでよい。
 5. 論文目録は3通提出すること。

(4) 履歴書様式

履 歴 書	
本 籍 現住所	
	ふ り が な 氏 名
	年 月 日 生
	学 歴
	職 歴
	研究歴
	賞 罰
	上記のとおり相違ありません。
	年 月 日
	氏名
	印

- 備考
1. 学歴は高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
 2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表 2 (学位記の様式)

(1) 第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記の様式 (学部を卒業した場合)

年 第 号 城西国際大学学長 印	年 月 日	本学 学部 学科所定の課程を修めて 本学を卒業したことを認め、学士() の学位を授与する。	氏 名 年 月 日生	学 位 記
--	-------	--	-------------------	-------------

(2) 第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記の様式 (修士課程を修了した場合)

修 第 号 城西国際大学大学院学長 印	年 月 日	本学大学院 研究科 専攻の修士 課程を修了したので修士() の学位を 授与する。	氏 名 年 月 日生	学 位 記
---	-------	--	-------------------	-------------

(3) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士後期課程を修了した場合）

城西国際大学大学院院長 城西国際大学学長 印 印 博甲第 号	年 月 日	論文題目 本学大学院 研究科 専攻の博士 後期課程において所定の単位を修得し学位論 文の審査及び試験に合格したので博士（ ） の学位を授与する。	学 位 記 氏 名 年 月 日生
---	-------	--	------------------------

(4) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士課程を修了した場合）

城西国際大学大学院院長 城西国際大学学長 印 印 博甲第 号	年 月 日	論文題目 本学大学院 研究科 専攻の博士 課程において所定の単位を修得し学位論文の 審査及び試験に合格したので博士（ ） の学位を授与する。	学 位 記 氏 名 年 月 日生
---	-------	--	------------------------

(5) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（学位論文提出による場合）

学位記	氏名	年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び 試問に合格したので博士（ ）の学位を授 与する。		
論文題目		
年 月 日		
城西国際大学学院長 城西国際大学学長		
印 印		
博乙第 号		

別表3 (学位授与報告書の様式)

学位(博士)授与報告書 大学院

報告番号 甲 第 号 乙	博士の専攻 分野の名称 博士()	博士課程の終了等の状況				博士論文名	授与 年月日	博士論文 受理 年月日	論文審査 終了 年月日
		(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本籍				
甲 第 号	博士()				都道府県				
乙					都道府県				
甲 第 号	博士()				都道府県				
乙					都道府県				
甲 第 号	博士()				都道府県				
乙					都道府県				
甲 第 号	博士()				都道府県				
乙					都道府県				
甲 第 号	博士()				都道府県				
乙					都道府県				

備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第 号」、「同条第2項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍を代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題目が外国語で表示されている場合には、日本語を()を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。